

広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス 事業者募集手続き説明書

1 事業の概要

- (1) 事業名
広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス
- (2) 実施期間
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
ただし、実施期間内において運営に支障がなかった場合は、本市の申出により、実施期間を1年間更新できる。
- (3) 事業内容
別紙「広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。
- (4) 事業担当課
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎3階)
広島市こども未来局幼保企画課
TEL 082-504-2153
E-mail ko-hoiku@city.hiroshima.lg.jp
- (5) スケジュール

①	募集開始日	令和6年12月20日(金)
②	質問の受付終了日	令和7年1月10日(金)午後5時15分
③	提案書等提出期限	令和7年1月17日(金)午後5時15分
④	審査結果通知日(予定)	令和7年1月24日(金)

2 参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。
- (6) 同種のサービス提供の実績が過去3年以内において1自治体以上あること。

3 質問の受付と回答

- (1) この説明書、仕様書等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 公示日から令和7年1月10日(金)までの閉庁日を除く毎日。
午前8時30分から午後5時15分まで。
 - イ 受付場所 前記1(4)に同じ。
 - ウ 受付方法 質問書(様式1)に記入の上、電子メール又は持参により提出すること。
- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メールにより質問者に直接回答するとともに、前記1(4)において、令和7年1月17日(金)までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15

分まで閲覧に供するものとし、本市のホームページにも掲載する。

4 必要書類の提出

- (1) 参加資格確認申請書及びその添付書類（以下、「参加資格確認申請書等」という。）
 - ア 参加資格確認申請書（様式2）
 - イ 広島市税の納税証明書（写し可）

「令和〇〇年〇〇月〇〇日（直近の証明可能な日）以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある本市の納税証明書（証明年月日が参加資格確認申請書提出から3か月前の日以降のものに限る。）の写しを添付すること。

※ 本市に納税義務がない場合は申立書（様式6）を提出すること。

※ 本市に事業所を有しないこと等が確認できる書類（登記の写し等）も添付すること。
 - ウ 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書（「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれか）（電子納税証明書は不可。証明年月日が参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。）
 - エ 営業実態を確認するための履歴事項全部証明書若しくは商業登記簿謄本又は財務諸表等（写し可）

※ 財務諸表等は、基準日の直前の決算期以前の2年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書（又は株主資本等変動計算書）を提出すること。

※ 広島市競争入札参加資格の登録がある者は提出を省略できる。
- (2) 提案申込書及び提案書並びにその添付書類（以下、「提案書等」という。）
 - ア 提案申込書（様式3）
 - イ 提案書（様式4-1及び様式4-2）並びにその添付書類
 - ウ 提出部数
10部（正本1部、副本9部）
 - エ その他
提案書等は1者1提案とし、2以上の提案書等が提出された場合は失格とする。
 - オ 提案書等記載項目
提案書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。
提案者名の記載は正本表紙のみとし、副本表紙には、社章など、提案者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。
- (3) 提出期限・場所・方法
 - ア 提出期限 令和7年1月17日（金）午後5時15分まで
 - イ 提出場所 前記1(4)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。
- (4) 参加の辞退
必要書類の提出後に参加を取りやめようとする場合は、令和7年1月17日（金）の午後5時15分までに、辞退届（様式5）に記入の上、持参又は郵送（配達証明付き書留郵便により、提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

5 審査方法

- (1) 提案書等の審査は、広島市市立保育園及び認定こども園における紙おむつ等定額利用サービス事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。
- (2) 審査委員会の委員の職名は、受託候補者の特定後に公表する。

(3) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(4) 受託候補者の特定

ア 書面審査とする。各審査員の得点の平均（小数点第二位以下は切捨）が最も高い提案書等を提出した者を受託候補者として特定する。

ただし、審査委員会において、本事業を実施する目的、内容に鑑み、平均点が最も高い提案内容が、本市の求める最低限の水準（最高得点の6割である60点）に達していない場合は、受託候補者とししない。

イ 最高得点者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

6 審査結果

(1) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する

（令和7年1月24日（金）を予定）。

(2) 審査結果の公表

覚書の締結後、速やかに企画提案者全員の商号又は名称、評価結果及び受託候補者特定結果について、本市のホームページで公表する。

7 覚書の締結方法等

(1) 受託候補者として特定された者と覚書を締結する。ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と覚書を締結できないときは、次点の評価を得た者を受託候補者として特定し、覚書を締結する。

(2) 受託候補者が正当な理由なく覚書を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、覚書を締結する予定である。

8 その他

(1) 企画提案及び覚書締結手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 参加資格確認申請書等及び提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加資格確認申請書等及び提案書等は返却しない。

(4) 提出期限後における参加資格確認申請書等及び提案書等の差替及び再提出は認めない。参加資格確認申請書等及び提案書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

(5) 提出された参加資格確認申請書等及び提案書等に係る内容は、受託候補者を特定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(6) 本事業に参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から受託候補者決定の公表までの間において、本案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

(7) 広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに規定する者に該当する事業者が、次に掲げる者として選定されないことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

ア 本市発注契約に係る下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第3条に規定

する下請契約等をいう。以下同じ。)の当事者

イ 本市発注契約に基づいて行われる資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）の当事者又は代理若しくは媒介をする者

なお、上記に掲げる事業者が本件業務を履行するための下請契約等の当事者又は資材、原材料等の売買その他の契約の当事者となっていた場合には、本事業の覚書を解除し、及び指名停止措置を行うことがある。

(8) 本事業の履行に当たり、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに本市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。報告又は届出がない場合は、指名停止措置を行うことがある。

(9) 仕様書は、本事業の最低要求水準を示したものであり、提案書の内容については、全て覚書にその内容を記載（様式4-1及び様式4-2を添付）する。

9 問合せ先

前記1(4)に同じ。